

## 守るつ自転車交通マナー

最近、自転車による事故が多発しています。旭川市では自転車同士による死亡事故、名寄市では自転車と歩行者の死亡事故が発生しています。

自転車は軽車両です。道路交通法を守り、自分だけでなく他者の安全に配慮した運転を心がけましょう。

(警察庁HP「自転車安全利用の推進」より一部抜粋)

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外  
 自転車は『軽車両』です。歩道通行ができるのは以下の場合です。  
 ○「自転車及び歩行者専用」の標識がある場合  
 ○運転者が児童・幼児・70歳以上の高齢者  
 ○車道または交通の状況から見てやむをえない場合



- ②車道は左側を通行  
 自転車は道路の左側によって通行し、右後ろから来る車に注意しましょう。



- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行  
 歩道を走行する場合はすぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止します。



- ⑤子どもはヘルメットを着用  
 児童・幼児の保護者の方は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



- ④交通安全ルールを守る

自転車といえど、交通事故を起こした場合は大変な責任を負うことになります。

◆飲酒運転禁止



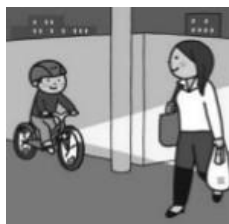
◆二人乗り禁止



◆並進禁止



◆夜間のライト



◆信号を守る



◆交差点での一時停止と安全確認



## 職員の人事異動

◇採用（10月1日付）

▼町立診療所看護師Ⅱ佐々木実紀



◇退職（9月30日付）

▼町立診療所看護師Ⅱ山下めぐみ



▼町立診療所看護師Ⅱ酒井由香

